

建設環境委員会

平成23年9月14日（水）

午前10時02分～午後1時37分

議会第4会議室

【出席委員】原口忠則委員長、山口弘展副委員長、野中宣明委員、中山重俊委員、
本田耕一郎委員、江頭弘美委員、嘉村弘和委員、黒田利人委員、
武藤恭博委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・建設部 松村建設部長 ほか、関係職員
- ・環境下水道部 竹下環境下水道部長 ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について（議案審査）

○原口委員長

皆さん、おはようございます。

これより建設環境委員会を開催いたします。

先に皆様にお知らせいたします。会議録作成支援システムを使用しますので、発言される方は必ず挙手をし、委員長の指名を受けてからマイクの青いボタンを押し、発言していただきますようお願いいたします。つけ加えますが、マイクは後押し優先ですので、発言後に消す必要はございません。

また、委員会の会議録をホームページに公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会の審査日程につきまして、お手元に配付している審査日程で進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですから、この審査日程どおり、当委員会に付託されました議案について審査していきたいと思っております。

また、現地視察については、審査終了後に改めて委員の皆様にお諮りいたします。

環境下水道部の方は退席されて結構です。

◎建設部以外の職員退室

○原口委員長

それでは、建設部の議案の説明を求めます。

第79号議案について説明をお願いします。

◎第79号議案 佐賀市景観条例 説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑を受けたいと思います。

○本田委員

何点か伺いたいと思いますが、今度のこの改定というのは多分この色の問題なんだろうなというふうに、今聞いていて思ったんですけども、この「建設部 3」の2ページの、例えば、下のほうの助言・指導から罰則まで4段階ありますね。その変更命令等とはあくまでも色彩等の形態意匠に限定しますよということになっていますが、例えば、これがおかしいじゃないかというのをだれが何に基づいて現認するのかというのが1点。

そして、3ページの右下の「これから」という部分で、「市全域」というところで、建築物、高さ15メートル超、4階建て以上、延べ面積500平方メートルを超えるというふうな基準がありますが、これはどれかこの中の1つにでも該当していれば対象になるのか、それともトータルなのかということが2点目。

それで、その下に工作物というのがあります、高さ15メートル超。これは、どういうものをイメージされているのかということが3点目。

そして、4ページのいろいろと色があります。それで、ここで書いてあるのは、あくまでも彩度について規定してありますが、色というのは彩度と明度でできていますけども、明度のほうでは規定はしないのかということをお聞きしたいと思います。

○樋渡建築指導課長

変更命令等の色彩等の形態意匠の限定ということですが、今回は、色彩だけになります。ほかにもいろいろ配置や高さ、形態意匠、色彩、屋外設備等、外構緑化とか規定がありますけれども、努力義務として、例えばですけども、山すそや脊振山系の眺望に配慮し、その良性を乱すような高さとならないよう努めるとか、そういった文言でほかの項目については基準を設けております。

ただ、この色彩の中でも、色彩の数はできるだけ少なくするように努める、対比効果の大きい色彩の組み合わせについては避けるよう努めるとかというようなことにしておりますが、色彩基準の彩度についてはマンセル表色系を用いたものとして色彩基準を守るというふうな言葉で締めくくっております、そのことに対しては変更命令ができるということ、色彩については命令が出せるようにしております。

だれが何に基づいて判断するのかということですが、変更命令につきましては、佐賀市のほうが、このマンセル値をもとに、その色彩が合っているかどうか、現地で確認するなり、変更命令ですので、実際にこの色彩以上にでき上がったときには、変更命令を佐賀市のほうで、このマンセル値に基づいて指導するように考えております。

それから、2点目の高さが15メートル超、4階建て以上、延べ面積500平米超、これは、いずれかに該当する場合ということです。それから、工作物につきましては、例えば鉄塔

でありますとか、主に鉄塔、電波塔とか、そういった高い工作物ということを考えております。それから、彩度だけについての規定をしております、明度については規定しておりません。

○本田委員

ここに変更命令等というのがあって、結局、建築確認か何かのときに、この建物にはこういう色を塗りますよという申請が来るんだろうなというふうに思います。そのときにマンセル記号の何色の何番ですよというのがついてきて、じゃ書類上はこれでいいですねということになって、実際にできたときにそれと違っていたというのは、現場に建築指導課のほうで行って、色見本と比べておかしいとか、合っているとかというのを提出された全数にわたって確認されるというイメージでいいんですか。それとも、書類が出てきているから、それ以下だからもうそれでいいよということなんでしょうか。

○樋渡建築指導課長

条例のほうの議案書の3ページのほうの12条になりますけど、完了届というのがあります。一応書類で、もちろんマンセルの記号等も書いていただいて、実際、途中、現場で変更になることもあると思いますけど、そういった場合は変更届を出していただいた上で最後に完了届というものを出示してもらおうようにしています。そこで写真等で確認をして、どうもちょっとおかしいというのがあれば、現場に出向いて指導をします。是正命令等に至るというようなことで考えております。

○本田委員

基本的には向こうが言ってきた、それがそれ以下だからいいやということになるんでしょうかね。それとも写真はデジタルですからどうでも——意地悪く考えればですよ、できるんであって、後で——では、これができて、一遍それでいいよとなっても、また後で、その周辺の住民から、どうもあれはげげばしいよねと言われたときは、きちんと現場を確認されるということでよろしいでしょうか。何で言うかということ、今回の変更というのは、わざわざ彩度のことをここまで大きく書いてあるから、色がすべてなんだろうなというふうに思うわけで、この質問をしているわけですけど。

○樋渡建築指導課長

もちろん通報等があれば、出向いてきちんと確認をしたいと思いますし、そうでなくても、実際、ペーパーで出された色彩と現場とは違うことも多々考えられますので、この彩度6とか4とか5とか、この数字ぎりぎりあたりの場合には、確認を極力していく必要があるというふうに考えております。

○本田委員

それと鉄塔の話ですけど、鉄塔、電波塔というふうに軽く言われましたけども、例えば高さ何メートル以上の鉄塔はそのトップを赤と白に塗り分けなさいと航空法で決まっていますよね。だから、そういうのは除外になるんだという、もう少し——あれはげげばし

い、目立つように、赤と白でわかりやすいように塗っているわけですから、電波塔、鉄塔と一概に軽く言われると、じゃああれはどうなるんだみたいなことがありますので、その辺はどうなのでしょう。一応そういうふうになっていて、それは除外されるのか、されないのか。

○樋渡建築指導課長

他法令によりまして色彩等が規定されているものがそういったものに当たると思いますが、そういった航空法とかで定められている部分につきましては、適用除外をするというふうに規定いたしております。

○本田委員

先ほど聞き忘れたんですが、今の3ページの「これから」の②、景観形成地区については、すべての行為と。広告物を除くとなっていますが、すべての行為、軽易な行為以外。このすべての行為というのが、非常に何かイメージとしてわかりにくいんですが、つまり、市全域は、建築物についてはいろいろ規定がありましたよね。それで、景観形成地区については、これらを含めて全部どんな小さなものでもこれに当てはまるんだということなのでしょう。この軽易な行為というのはどういうことを言われているんですか。

○樋渡建築指導課長

軽易な行為というのは通常の管理をするような内容、すべてのというのは、そういった規模に関係なくというふうな意味でありますので、こういった高さとか面積とかにかかわらずなく、建築行為でありますとか、増築行為でありますとか、そういったことをする場合には、届け出をしてくださいというような内容になっております。例えば色を塗り直す場合とかも含まれますけども。

○建築指導課都市景観係長

先ほどお尋ねの軽易な行為ということですが、これは規則のほうで定める予定にしておりまして、例えば、建築物の新築、増築、改築もしくは移転に伴うものであって、例えばそれに係る部分の床面積の合計が10平米以下でありますとか、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えの色彩の変更の場合には、またその外壁の面積が10平方メートル以下という場合には、軽易な行為とみなして届け出は不要というような取り扱いをする予定でございます。以上でございます。

○本田委員

最後の4番の4ページの彩度だけ規定して明度は規定しませんという話ですが、それは例えば国がそういう基準をとっているからなのでしょう。それとも佐賀市独自の基準なのでしょう。基準づくりの内容というのは、どうなんですかね。

○樋渡建築指導課長

国のほうが基準を例示的に持っているというものではありません。各自治体で基準の中身については考えるというふうになっておりますので、佐賀市独自のものです。

○本田委員

それならば、ではなぜ彩度だけで、明度は規定されなかったんですか。だから、彩度だけでいい、明度については規定しないよというのは佐賀市で独自に考えられたことでしょうか、そういうふう決められた、何かの根拠に基づいて決められたわけでしょうか、それはどういう考え方に基づいて、彩度だけで規定しますというふうなことを決められたんでしょうか。

○樋渡建築指導課長

けばけばしい色というのが、この彩度であらわすことができますので、彩度だけで十分だというふうに考えております。

○野中委員

周知方法をちょっと教えてもらいたいですけれども、市民に対しての周知方法は具体的にどういったものでされるのか。

○樋渡建築指導課長

今後の周知ということでよろしいでしょうか。

今後の周知につきましては、市報やホームページ、それからまた、各団体へ回って周知を図りたいというふうに考えております。

○野中委員

ちょっと具体的に、各団体とはどういったところに徹底されていくのか、ちょっと教えてください。

○樋渡建築指導課長

まず、一番影響があると思われる商工会議所、それから遊技場組合、それから建設業関係の建設協会、建築士会や事務所協会、それから病院関係の医療団体等にも出向いていきたいというふうに考えております。

○野中委員

各団体のほうなんですよね。いわゆる市民には市報とかホームページという一般的なやり方でされるんですけども、足を運ばれて、この団体等に周知をされていくということなんですけども、大体いつからいつぐらいまでという期間的なものの目標的なものがどうなっているのか。

○樋渡建築指導課長

今議会で通りました暁には、半年間、3月までの間に周知を図りたいというふうに考えております。

○原口委員長

ほかに。

○江頭委員

一つ確認ですけど、屋外広告物の条例には色彩基準の行為の制限というのはないんです

よね。

○樋渡建築指導課長

はい、ありません。

○江頭委員

であれば、この資料の3ページのところに広告物は届け出不要となっていますよね。一番下を書いてある一本化するというのが、ちょっと私には理解できないんですけど、そしてたらこの建築物の上に広告物を載せると。そうした場合に、色彩がこういう建築物の色彩基準と全然違った形の広告物が載る場合は、そういった場合はどういうふうに規制をしていくんですか。

○樋渡建築指導課長

広告物については、今のところ対象外というふうに考えておりますので、このことにつきましては、広告物そのものが非常にデザインとか、もちろん目立たせなければいけないということもありますので、これは都市計画審議会の中でも、ちょっと屋外広告物のほうについても、色彩について検討すべきじゃないかということをおっしゃっております。うちも景観審議会じゃなくて、屋外広告物審議会の中でこのことについても議論し、検討していきたいというふうに考えています。

○江頭委員

ここは重要だと思うんですね。何のために景観条例というこういう法的な部分でやって、建築物とか工作物には規定があって、建築物の上に広告物を載せるというのは大体多いですよ。これ、広告物だけそういう色彩の基準がない、下はあってというところで、果たしてこの景観条例というのが、景観という全体的な、この佐賀の地の景観という——その総則の一番最初に書いてあるようなものを目的として条例をつくる上において、このあたりはきちっとした審議をしていないと、景観という本当に目的とするものの条例的なものを幾ら建築物だけつくっても、上にそういう部分のものができるとするのは、ちょっと、この条例が本当に生きていくものかということに関しては、今の説明では……。

これまでの広告物もイタチごっこ的なものがあつたんですけど、本当にこれで果たして佐賀の景観、この条例に盛り込んだ意図するものが実現できるのかといたら、ちょっと不安ですよ。

○建築指導課都市景観係長

屋外広告物に関してちょっと補足説明をさせていただきたいと思いますが、御指摘のとおり、建築物だけでは不十分かというのは重々認識しております。屋外広告物に関しても、景観計画の本編でございますが、本編のほうに屋外広告物表示等の制限に関する事項というのを記載しております。もともと屋外広告物は屋外広告物条例に基づいて規制、誘導しておりますが、条例にも一部記載がございます。先ほどの議員の御指摘のとおり、定量的なですね、彩度はこれ以下にしないでというような制限はございません。ございま

せんけれど、定性的文言で、地色はけばけばしい色彩を避け、使用する色彩の数もできるだけ少ないものとするよう努めるというような、そういう努めるという記載でございまして、罰則が適用されるような内容にはなっておりませんが、一応こちらのほうで、こういうふうには押さえていこうということでの考え方はあるんですけど、やはり広告物というのが商業活動の一環であるということもございまして、非常に色彩の基準を定量的に持っていくというのはなかなか難しいのかなというふうには考えております。以上でございます。

○江頭委員

非常にわかるんですけど、これ、例えば全国的にこの屋外広告物の条例によって、例えば今回の景観条例と同じように色彩基準を設けているような地域はあるんですか。

○建築指導課都市景観係長

そこまで踏み込んでいるところはなかなかございませんが、実際、何カ所かはございます。ただし、やはり観光の、何というんですか、そういう行政が進んでいるところですか、本当に、一般的な自治体ではほとんど見られないかと思えます。

○本田委員

今気づいたんですが、今のところですね、3番の下のところ、届け出対象ですけども、これまでというところは、広告物もその規定があったんですね。それで、これからは届け出不要というふうになっているんですが、届け出不要になると、もう市に届ける必要はないんだから、どんどん何か好き勝手にできそうな雰囲気、これまではその規定があったのに、今回から届け出不要になった何か理由があるのかというのをちょっと確認をしておきたいんですが。

○樋渡建築指導課長

これまでは高さ5メートル、表示面積20平米を超えるものについては、届け出をしていただいております。ここでお願い条例ではありますけれども、色彩についても指導はしていたところです。それで、今回、屋外広告物条例のほうに一本化をしたいということで、処理的に今の条例に基づくものと、それから屋外広告物条例に基づくものと2本立てで、同じ物件であっても2つ申請を出されておりました。出される側からすれば、別々に届け出をするということでありましたので、できるだけ負担を少なくするように屋外広告物条例のほうで誘導していきたいというふうに考えております。

○原口委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に第81号議案について説明をお願いします。

◎第81号議案 佐賀市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例 説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に一般会計補正予算、第71号議案について説明をお願いいたします。

◎第71号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算(第2号)中、第1条(第1表)歳出第8款、第11款第2項 説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

○嘉村委員

1点だけですけど、54ページ。街路事業費の中で大財木原線及び大財藤木線、これ内示で減額と、半分になったということですけども、供用開始目標年度があると思いますから、これにどう影響してくるのかね。大財木原線の一部、まだ開通していませんけどね。大財藤木線も含めてお答えいただきたいと思います。

○吉原道路整備課長

本年度、今お話しのように内示率というのは49%しかつかなかったということで、私たちも心配をしております。県とも相談をしておるわけですけども、今年度の追加というのはちょっと望めそうにないということなんで、24年度につきましては、今年度分の減額分とあわせて来年度分も要望するというので、大財木原線につきましては、藤木線もそうですけども、予定どおり終わるような予算要望を今しているところでございます。計画がおくれないようにということで、大財木原線についても今年度分の減額分と、それに来年度予定している分をあわせた要望を今県のほうを通して国にしているところでございます。

○嘉村委員

来年度分と今年度減額になった分を上乗せして要望するというんですけども、実際見通しとしてどうですか。

○吉原道路整備課長

県の考えはまだはっきりとは示されておりません。今年度の内示額が低かったということについては、県のほうはかなり全国的にも非常に佐賀の今回の割り当てというのは低いというのは認識されて、その分を含めて県としても国に対してですね、今年度分を考慮して来年度反映してもらおうようにということを考えているということを言われました。私たちとしても、そうなるように要望をもう既に上げておるところです。

○原口委員長

ほかに。

○本田委員

1点だけお尋ねしますが、51ページの河川新設改良費の22節補償金、1,100万円と言われ

ました。これは多分電柱等の支障移転の補償費だろうと思うんですが、1,100万円でどれぐらいの規模になるんですかね。

○志田河川砂防課長

今現在、ちょうど薬師丸線のところでボックスカルバートの工事をしてはいますが、その管が約10メートル程度ですので、両側合わせて20メートル程度の架空線の移設を行うということになります。それで、電柱に乗っている部分がボックスカルバートの布設ということで、若干影響があるということで移設をお願いせざるを得ないということで、区間的には、そのボックスを入れる区間だけですので、20メートル前後ぐらいじゃないかと思えます。

○本田委員

1,100万円の補償費というのがどれぐらいの規模の工事を、つまり補償せんといかんのかなというのを聞いたかったんですが。電柱何本とかね。それぞれの会社に払うんでしょうけど、今3者さっき言われましたね、電話、電力、有線放送と。それぞれの会社にそれぞれ幾らぐらい払われるような計画というか、予定なんですか。

○志田河川砂防課長

今ちょっと資料を持ってまいりますので。

○原口委員長

それでは、ほかにどなたか。

○黒田委員

住宅リフォームの件ですけれども、県内、市内の業者から手続をされるわけですが、いつも問題になるのは、申請の複雑さが大変問題になるわけですが、そのことによってせんでいっちょこうとか、もうやめんかんだというふうな話が出らんとも限らんと思えます。ないように、スムーズにいくように、なるだけ簡素化して、普通の工務店とか大工さんとかができるような、皆さん一緒ですけども、できるようなね、そういう手続をしていただくように、その要項ね、していただくように、これは要望です。よろしくお願いしておきます。以上です。

○原口委員長

ほかにございませんか。

○中山委員

1つは助成対象住宅というのは持ち家に限るという形で、きのうは親や子、また配偶者の親というような形で言われていたと思いますが、その確認です。いかがですか。

○古賀建築住宅課長

事業の対象となる持ち家の定義でございますが、まず内容といたしましては、佐賀県内、佐賀市内に存する住宅で、みずからが居住し、かつ、所有する建築物で居住する者の子、または居住する者及び配偶者の親等が所有する場合も含むということで、現在、県のほう

で要綱の制定を予定されているところでございます。

○中山委員

県要綱がまだはっきりしていないということを今言われたんですかね。

○古賀建築住宅課長

佐賀県のほうも今回の9月議会でこの予算を提案されておりまして、その議会の終わった後に、了承が得られた後に要綱をつくられるということで聞いております。

○中山委員

先日こういう——これはみんな渡しているんですかね、この資料。いろいろこうされていて、わかるようなわからんようなところがあるわけですね。例えば、きのうも質問が出ておりましたけども、市独自のエコ加算の部分とか、UD加算の部分とか、具体的に、例えば窓なんかは二重窓とか、そういう名称をぴしっとして、もうちょっとわかりやすくする必要はあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺についてどうですか。助成事業のイメージとしてね。

○古賀建築住宅課長

具体的内容、現在、佐賀県のほうで要綱の中で盛り込まれるということで検討されておりますので、それが確定いたしまして、それを受けて、佐賀市が交付要綱をつくる中で具体的にお示ししていきたいと考えております。

○中山委員

例えば、対象となる工事と対象とならない工事というの、そこら辺の区別をですね、先ほどはちょっとカーテンとか、それから、もう1つあったよね。

(「エアコン」と呼ぶ者あり)

エアコンね。だから、そういうのがね、できるのかできないのかとかも含めて、具体的に一つ一つこうやっぱり丁寧にしないと、申請のときに非常に混乱するというふうになると思うんですね。ですから、そこら辺はぜひしっかりとさせていただきたいなというふうに思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○古賀建築住宅課長

市民の皆様にはわかりやすくなるような表現といいますか、工事区分、工事内容を提示していきたいと思っております。

○中山委員

きのうも出されていたんですけども、何というかな、今言ったこととちょっと重なっていくんですけども、例えば例示ですね。例えばこういう工事とこういう工事をやったら、50万円を超えるところでの補助はこれぐらいになりますよと。あるいは、これとこれをやって、この部分はないから、それは外してという形の例示を、本当に具体的にやっていただきたいなというふうに思うんですね。そうしないと、先ほども言いましたように、申請のときに非常に戸惑うというか、そういうことをぜひお願いしたいと思っ

ております。

それから、ちょっと大きなところで、3年間できのうもちょっと出ていたと思うんですが、平成23年度は630戸で1億7,600万円というふうなことで数字が出ておりましたが、次年度、それから3年目という形ではどうなんでしょうか。

○古賀建築住宅課長

この想定は佐賀県の20億円の基金と佐賀県内の持ち家数で想定しておりますけども、佐賀市の場合は先ほど23年度につきましては、想定軒数630戸ということで、1億7,600万円の事業費ということで、2年半で分割して今年度35%、それから24年度を50%見込みまして、想定件数としては910軒を見込んで2億5,400万円ほど。それから25年度、最終年度は15%見込みまして、約280軒を想定し、7,800万円の事業費ということで考えておるところでございます。

○中山委員

一つ申請をして、申請を代行されるような形の、例えば私がそこかの工務店に頼むという形で、そういう工務店とか、それからまた商工関係の団体とか、いろんな申請の数をたくさんしている県とかがあるんですね。例えば民間というか、商売者団体の商工団体、民主商工会とか、あるいはそういうところまでこう広げて、大工さんの組合も含めて、いろいろ建設組合とかあるわけですけど、いろんな形で申請所、申請してくれるところ、代行してくれるところを広くしておく必要があると思うんですけど、そこら辺についてはどうなんでしょうか。

○古賀建築住宅課長

まだ交付要綱を確定しておりませんので、确实なところではお話しできませんが、考え方としては市民の方はなかなか書類をつくったり出向いたり大変だということもありますので、代理者でも可能な形にしていきたいということでは考えております。

○中山委員

それで、代理者のところでの何というか、受付所というか、工事を個人が申請するときの申請を受け付けるところを幅広くしてくださいという意味での質問ですが。

○古賀建築住宅課長

現在、交付申請書、補助金交付申請の受け付けとか、当座の相談については、佐賀県のほうで専門業者に委託されて、そこで受け付けるということになるように、今県のほうで考えられておるところでございます。

(発言する者あり)

申請の受け付けは佐賀市が窓口になりますので、佐賀市役所の中で受け付けますが、その前段の相談とか申請書類の確認等は佐賀県のほうで専門の業者に委託されて、そこで取り扱っていただけるということで今考えてあるということ聞いております。

○中山委員

ぜひそのところがですね、皆さん方が申請される時の窓口といたしますか、直接は最後今課長言われましたように、市役所の窓口ですけれども、そこまでに至るまでの相談窓口というか、相談所というか、そういうところをやはり広く、わかりやすく、そしてそういうところの広報ですね、こういうところでやっておりますよという。例えば県がやるかもわかりませんが、県もやると思いますけどね。佐賀市としてもその広報を具体的にどのようにやられようとされているのか、今の時点で、答弁できれば。

○古賀建築住宅課長

この事業の広報につきましては、この議会で予算を了承いただければ、それからすぐ佐賀市の市報とかホームページ等に掲載して周知を図りたいと考えております。

○中山委員

10月20日ぐらいが一応受け付けの始まるようになるということでしたですね。それと11月1日の市報とか県民だよりという、その10日間の差の問題がきのうも質問されておったわけですが10月6日に一応、議会で可決をされれば、早速そういう手だてをして、20日前に間に合うような形がとれないのか、そこら辺ちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

○古賀建築住宅課長

市報の掲載につきましては、11月1日付を予定しておりますが、ホームページにつきましては議決いただければ即掲載したいということで考えております。

○嘉村委員

その広報については、きのうの議案質疑の中で20日から実施されるわけですから、その前という、この要望を含めた質問もあっていましたよね。そのとき部長答弁は、もう一遍確認したいんですけど、どういうふうにお答えになったんですかね。

○松村建設部長

今、建築住宅課長も答弁申し上げましたように、まず市報と県民だよりが11月1日号で両方載せられると。その前に、ホームページについてはすぐ掲載をしていきたいということと、もう1つは佐賀県が行います一般の市民の方と、あと業者の方も含めた説明会を佐賀市では文化会館で2日間開催をされます。ただ、それが日程的に10月20日の受け付け日と微妙なところで間に合わない場合もあるということで、きのうの私の答弁では、ホームページには事前に載せられるものの初年度につきましてはその準備の都合もあって幾分10月20日に間に合うように周知徹底するようなところについては、仕方がないかなというような表現で私は答弁したと思います。今年度に限りましては、事前の20日前の100%の周知というのはちょっと難しいかもしれないということ、私、言葉的には仕方がないのではないかなというような言葉で答弁したというふうに記憶しています。

○嘉村委員

議決がなされるだろうと思っておりますけども、それからね、周知期間が20日までといたら

少ないですからね、インターネットという方法も確かにあるんですけども、ほかに何らかの方法があれば、例えばニュースで取り上げてもらうとか、これはマスコミさんが判断することですけども、そういうのとか、いろいろ知恵を出して周知を図っていただきたいなというふうに思います。以上です。

○河川砂防課事業係長

先ほどの御質問の51ページ、河川新設改良費の補償金でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、県道薬師丸佐賀停車場線のボックスカルバートの布設に伴う電柱の一時移転と戻しのお金及びそれに伴う架空線のお金になっております。電柱そのものはN T Tの所有物になっておりますので、N T Tのほうに800万円、あと九電に200万円、それとぶんぶんテレビに100万円、計1,100万円を予定しております。以上です。

○本田委員

そういうふうに言ってもらったんですが、この金額というのはそれぞれの会社から概算要求で上がってきた金額なんでしょうか。

○河川砂防課事業係長

事前に現場のほうで立ち会いをいたしまして、相手方より出された金額を明示された金額で予算を要求しております。

○本田委員

するとですよ、例えばこういうふうに補正予算で予算として計上されてこられるときに、そういう補償とかなんとかの場合は、向こうから上がってきた金額をそのまま検証なしでこういうふうに計上されるんですか。

○河川砂防課事業係長

見積書の内容は確認させてもらいますけれども、詳細についてはそれぞれ管理者の方がいらっしゃいますし、専門の方ではじかれた金額ということで、その金額で最終的に契約もすることになります。詰められて出された見積書に対して。ですから、その金額を確保する形で予算は上げさせていただいております。

○本田委員

そこら辺ちょっと、責任者の課長が答弁すべきだと思うんですが、じゃあこれだけですよと言ったら、そのまま払うのかというふうな気持ちをちょっと今、持ったわけですが、まあ、予算があつて決算があるんでしょうから、精算とかというのはきちんとされるんでしょうけども、何かそこら辺まで含めてきちんと答弁してもらわないと、じゃあ言った金額、向こうが請求した金額を丸々、丸のみしますよみたいな言い方じゃ、ちょっと納得しかねるよねというふうにちょっと思っているんですけど、どうなんですかね。こういう予算の出し方ですよ。計上の仕方。じゃあ、ほかのも全部、そういう会社が言ってきたのは全部丸のみして、検証も何もなしでここに、議会にどうですかと計上してくるんですかというふうな問題になってくるんじゃないですかね。

○志田河川砂防課長

基本的には工事等に支障になるということで、当然年度当初もですけども、まず現地
で、例えば九電であれば九電の方と立会をしまして、ここにこういう構造物をつくるとい
うことで、それに対して架空線、電柱等の移設を適正な場所ですでにいただいておりますよ
ね。それで、それについては、当方では積算ができませんので、やはり九電、NTT等につい
て、その会社での見積もり方式というのがあられると思いますので、その方式で出して
いただいて、うちのほうは、実際に立会した内容であるというのを確認して、その金額を
予算等に計上しています。ただ、電柱1本にどれだけの費用がかかるかというのは、ちょ
っとこちらのほうで積算というのがなかなかできませんので、実際こちらが要求したとお
りの移転になっているかというような部分の確認しかできていない状況であります。

○本田委員

だから、あくまでも議会に対して、この出費が必要ですよというのは、きちんと検証した
上で計上していますという言い方をしてもらわないと、向こうの工事の内容がわからない
から言いなりですもんねみたいな感じでは、ちょっとどうだろうかなというふうに思うん
ですが、部長いかがですか。

○松村建設部長

今の補償の考え方ですけども、私も過去三十数年こういう建設関係の仕事に携わって
おりますが、まず、道路で工事する場合、河川で工事する場合に支障となる、そういう移転
補償の対象となるのが、ガス、水道、九電、NTT、そういったいわゆる準公共に近い者
が管理するいろんな工作物でありますとか、物件であります。それに関しましては、いわ
ゆる覚書を結んで補償という形をとりますので、各部署、例えば河川砂防課とNTTのど
こそこの部署とかいうことではなくて、佐賀市長がNTTの支店長なり社長なり、九電も
そうですけども、そういったところと覚書によって補償契約をしていきますので、原則的
にはお互い信頼に基づいて仕事をしてもらうというのが原則だというふうに考えておりま
す。それ以外の一般の市民の方との間で補償を結ぶ場合は、専門の補償コンサルタントに、
内容については詳細にこちらのほうで調査をかけて見積もりはしますが、そういった準公
共に近い、そういうふうな管理者の物件については、適正に見積もりがされているもの
として、こちらとしても対応しているのが現状であります。

○野中委員

部長が言われる、その信頼というのが一定の原則になってされているんですけども、た
だ何十年とこういうケースというのをされてきたということで、今部長もおっしゃられた
んですけども、ある程度、この数字的な根拠というのも、やっぱり責任持ってこうなん
ですよというような。今の言い方、答弁だと、どうしても何か信頼だけで、じゃあ言いつ
放しなのかというような、そういうとらえ方も受けられるんですよ。だから、数字的な根
拠をきちっと考えていく中では、30年とか何十年経験されてきた中で、ある程度のガイ
ド

インというか、基準というのは、データとして、財産として持っとかないと、それにやっぱり比較していかないと、どうしても、こちら側、聞く側は言いつ放しの部分でやっぱり聞こえてしまうというがあるので、ちょっと今後はそこら辺をぜひ構築してもらいたいという部分は強く思うんですけど。

○松村建設部長

今御指摘ありましたように、見積もり内容、詳細等について、まず、今言われたように、その数量そのものはチェックをしておりますので数量の間違ひは当然ありませんけども、見積もり、工種の単価でありますとか、その必要な機材の使用回数でありますとか、必要な労務費、そういったものについてはこちらのほうで今事業をする原課のほうでは積算根拠を持っておりませんので、積算根拠等を明確に提示していただいた上での見積書という形で整備を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○原口委員長

ほかにございませんか。

○中山委員

今回、社会資本整備総合交付金という形で相当削られているんですが、建設関係だけでどれくらい削られているんですか。そして、先ほどもちょっと出ておりましたけど、今回の減によって、大財木原線とか、大財藤木線とか、いわゆる街路とか、そういう形での一覧表というのがあれば、ぜひいただきたいんですよ。そして、それは平成24年度に回復見込みがあるのかどうかということも、そこら辺あればお願いしたいんですけども、部長。

○松村建設部長

今回の23年度の内示については、きのうの総務部長答弁でもありましたけども、いわゆる道路とか街路に関しては内示率が55%、河川につきましては内示率が71.4%、建設関係でいえば、住宅関係に関しまして言えば95.6%というような内示の率になっております。この内示については非常に重く受けとめておまして、今年度、その内示率が低いということで、ある一定、東日本大震災の影響もあるかとは思いますが、これについては、今年度の補正予算で復元していただくか、もしくは24年度に上乘せということで強く要望をしていきたいということで、執行部としても三役も含めまして強力に地元選出国會議員並びに国へ直接の働きかけ、これについては行ってきておりますし、先日、8月10日でしたか、市議会のほうからも県知事のほうに強く要請をいただいたところであります。

○中山委員

額はどれくらいの減額になっておるんですか、総額。

○松村建設部長

先ほど率を申し上げましたが、額にしますと、道路、いわゆる道路、街路の分ですけども、2億4,200万円の減額、河川につきましては3,000万円の減額、それと住宅関係では3,300万円の減額というふうになっております。

○原口委員長

よかですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に第17号から第19号報告について説明をお願いします。

◎報告 説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

○本田委員

さっき枯れ枝が車に落ちたという話だったんですが、このときの状況がどんなものなのかというのを教えていただけませんか。枯れ枝が勝手に木から離れて落ちるということはないと思うんですけど、何で車を傷つけるほどの枝が落ちたのかなというのがちょっと気になるんですけど。

○姉川道路管理課長

この事故があった路線につきましては、路側帯のほうに街路樹がずうっとあるわけですが、今回、損害賠償の相手方、古本氏が駐車場にとめていたところ、車体の後ろのほうのプラスチックの部分が割れていたということで警察のほうに届けられています。駅前交番のほうにですね。駅前交番の警察官の方が現場検証をした結果、ちょうどその横の木のところに折れたような跡が、木があったことと、その傷口に木の破片がついていた。その下に折れたであろう枝、これくらいの枝なんですけど、それが落ちていたということで、警察のほうの現場検証の結果、その枝が折れて車に当たったものということでされています。

その後、古本氏が私どものほうにこういうことがあったけどということで御相談が来ました。その後、私どもも警察のほうに直接お聞きをして、状況等も確認をしながら、その枝が落ちたものと断定をして、今回、示談を行ったものです。以上です。

済みません。その日の天気は雨で、枯れ枝が雨の重みで落ちたものと。その日の風については、さほどは吹いていなかったということです。以上です。

○野中委員

18号報告ですね、16カ月分の滞納ということなんですけど、これに至るまでの滞納分の徴収努力というのはどのようにされてきたんですかね。

○古賀建築住宅課長

滞納者につきましては、一月超えますと口頭で支払いを求めます。3カ月過ぎますと文書で通告をして、その次に勧告ということで、順を追って指導はしてきておりますが、今回16カ月の滞納ということになった次第でございます。

○野中委員

済みません。ちょっと確認ですけど、これはあれですかね、指定管理者が滞納徴収とい

う取り組みをされるんですかね、それとも市なのか。

○古賀建築住宅課長

一般住宅につきましては、指定管理者のほうで滞納の作業もしてもらっていますが、今回は地域改善住宅ということで、これは佐賀市のほうが直轄で管理しておりますので、佐賀市のほうが対応いたしております。

○原口委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これで建設部の審査を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時から再開をいたします。

◎午前11時51分～午後1時01分 休憩

○原口委員長

それでは、環境下水道部の議案の説明を求めます。

一般会計補正予算、第71号議案について説明をお願いします。

◎第71号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算（第2号）中、第1条（第1表）歳出第4款（第1項を除く） 説明

○原口委員長

説明がありましたので、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に第75号議案について説明をお願いいたします。

◎第75号議案 平成23年度佐賀市公共下水道特別会計補正予算（第1号） 説明

○原口委員長

説明がありましたので、質疑をお受けいたします。

○嘉村委員

下水道事業関係の交付金が減額されて、一部単独費を充てられたりしていますが、全体的に減っているわけですね、今年度は。だから、今後の事業にどういうふうに影響していくのか、お尋ねしたいと思います。

○藤瀬下水道建設課長

昨年の12月に建設環境委員研究会の場で、下水道建設の認可拡大の件でちょっと御説明しておりましたですけども、そのときには平成24年度の予定が26年に延びるというふうな内容で説明申し上げておりました。しかし、昨今の東日本大震災関係で地方にはなかなか金が回らないというふうな云々もありますので、国の情勢いかんでは長くて2年程度はおくれる。ですから、26年が28年ごろになるんじゃないかなというふうなちょっと想定をしておりますけど。

○江頭委員

関連で。そしたら全体的な整備予定の2年後というふうに考えていいわけ。

○藤瀬下水道建設課長

特定環境の部分はもう23年度で大体終わるといふような見込みを立てております。公共下水道の部分が諸富、それから大和、旧市、こういうのが延びてくるんじゃないかと。

○江頭議員

さっき全体的に2年先送りになるという予想があるということは、今、諸富地区にしても大和地区にしても、特にこの整備計画をきちっと住民説明をしたところ、そういうところに対してその2年後というようなことを、2年先送りに今回でもこれだけの社会資本整備の減額ということで、そういうふうな説明をしていくのかとか、そういう部分のこれから先の住民説明をね、1度もう予定で皆さん地区の説明が済んでいるところは、そう思っているわけよね。だから、今回こういうことを理由にということでの2年後になりますというような形の住民説明に入るということで理解していいのかということですよ。

○藤瀬下水道建設課長

国の情勢いかんですけれども、大幅に変更になるというようなことになると、当然もう一度、再度説明会を開いて年次計画みたいなのを説明しなければならないのかなと思っています。

○江頭委員

これは佐賀市の何かの問題、整備計画の問題というよりも、特に国の今回こういう社会資本整備、これは建設関係でも今回下水道関係でもそうなんだけれども、これが来年きちっとした形でね、もう1回同じでできればいいんだけど、それを責めはしないんですけど、やっぱり住民サイドからいくと、きちっとしたやっぱり計画をね、聞いていて、それが変更になるという、これ1年先送りしたとしてもね、きちっとやっぱり説明をしていかないと。次は、ともう思っている、その説明を受けてね。そして自分の家の、要するに改良予定も立てているわけですよ、皆さんね。だから、そういうところということはやっぱりきちっとした計画の、整備計画の変更はね、やはり大変だろうけれども、それはやるべきだといふふうに思いますので、その辺はきちっと説明責任は果たすべきだと思います。

○野中委員

さっき言われた諸富とか大和とか旧市で、集落単位だと思うんですよ。この辺ちょっと一覧表か何か出ますかね。そのエリアというか、地区的な部分になるじゃないですか。

○藤瀬下水道建設課長

年度ごとといふような形でしょうか。

○野中委員

いわゆる26年に終了予定でしとったのが2年おくれるかもしれないということで、先ほ

どのエリアを口頭で言われたんですけども、大体どこら辺がこうなっていくかというのをちょっとわからないとですよ。その部分資料で。

○竹下環境下水道部長

基本的に26年が28年とかにおくれたときに影響のある地区ということによろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それは後でまた資料をお渡ししたいと思います。

○原口委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に第76号議案の説明をお願いします。

◎第76号議案 平成23年度佐賀市特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第1号)

説明

○原口委員長

説明がありましたので、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に第77号議案について説明をお願いいたします。

◎第77号議案 平成23年度佐賀市市営浄化槽特別会計補正予算(第1号) 説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

○中山委員

市営浄化槽は、これは現在どのようになっておるのでしょうか。これは人件費だけではないわけでしょう。3億幾らですから、市営浄化槽の今の基数とか、そういうのはどんなふうになるんですか。

○竹下環境下水道部長

帰属した数とか、そういうことの御質問でしょうか。

○中山委員

帰属も含めて、現在、浄化槽は既に工事に入られているわけですかね。

○本木下水道企画課長

補正は人件費のみの補正でございますが。

(発言する者あり)

現在の状況ということでよろしければ、ということでお答えしますが、8月31日までの申請の状況でいきますと、新規設置で150件、帰属で171件でございます。今年度の予定としましては……。

(発言する者あり)

済みません。遅くなりました。設置見込みが23年度で265基を見込んでおります。それ

と、帰属で550基です。昨年度の実績でございますけども、234基が設置です。帰属が401基になっております。済みません。

○原口委員長

ほかにないようでしたら、これで——はい、どうぞ。

○竹下環境下水道部長

先ほどの資料ですけど、あくまで影響があるかもしれないということですので、確定ではありませんが、そういう形で資料を整理させていただいて、あとはどうしましょう。事務局を通じてということでもよろしいですか。

○原口委員長

よかですね。

○山口副委員長

その資料なんですけどね、私はちょっと危険だなという感じもするんですよ。かもしれないというような資料がですよ、例えば、江頭委員も野中委員も言われるのは、最終的にやっぱり住民の人たちにかかわってくることだからということでは言われていると思うんですが、下手して情報が何かでひとり歩きしてしまったら、今から先、建てかえを検討している、新築を検討していらっしゃる——合併浄化槽エリアの方は関係ないんですよ。全く関係なくていいんですけど、公共下水道事業のエリア内、下水道エリアマップを見直した上で公共下水道のエリア内の方々にとっては、ひょっとしたら、今現在もいらっしゃるから、公共下水道が来るのにあわせて改築をしようとか、そういう方は結構いらっしゃると思うんですよ。ですから、かもしれないというような形の情報提供というのは、よほど慎重にやっていただかないといけないんじゃないかなという気がするんですけど。

○竹下環境下水道部長

先ほど、かもしれないという資料という言い方をさせていただいたんですが、基本的に今年度の内示、まだ内示の段階ですので、また変わるかもしれないという、要するに今年度予算の全体枠が最終確定しておりませんので、非常にまだ不確定なところがありますので、そういうのも確定した後で少し見込みが出てから、こういうふうになりそうですよというのを改めてまた説明させていただいてよろしいですか。どうでしょう。来年度の要望も含めてですね。

○江頭委員

この委員会はここで終わるわけですよ。ここで終わりなんです。あしたまでしかないわけですよ。だから、次あるといたら12月議会のときぐらいには出るわけ。大体の見通しは出ますか。

(発言する者あり)

もう1つは、野中委員が言った地域のどこどこというのを把握しておきたいというのがあります。

(発言する者あり)

○竹下環境下水道部長

当面我々としては、今回内示がかなり低くなっておりますけれども、当然下水道協会等を通じて改めて国に予算については要求をしていきますし、そういうことを受けて、また12月議会までにどのような動きがあるか、その時点でまた判断をさせていただくということによろしいですか。

○江頭委員

ただ、今、課長がしゃべった発言は、私たちの目の前でこれはもう流れるわけ。今の委員会での発言は、当面。それに基づくちょっとした、さっきも言われるように資料作成、それに基づいた形の資料作成的なものであれば……

(「シミュレーションにしかすぎんやろう」と呼ぶ者あり)

(「もう実際流れますから」と呼ぶ者あり)

○竹下環境下水道部長

先ほどの発言も、28年になるということではなくて、なるかもしれないということですので、基本的にもう少し確かな情報というか、もう少し見通しを出した上で12月議会ぐらいに改めて説明をさせていただくということ。

○嘉村委員

なるかもわからないということは、今回かなりの、何億やったっけ、十数億減額されているわけでしょう。これが復活できるかという話になってくるわけですよ。あるいは来年度に上乘せできるか。そいけん、その辺のところはある程度判断でくっでしょう。いやいや、見えてこんというてもさ。

(発言する者あり)

○藤瀬下水道建設課長

平成24年度の部分の概算要望額を幾らにするかというふうなことで、国のほうからあっているんですけども、24年度は23年度の比からしますと、23年度は54億円の要望をしていたんですけども、24年度は63億円というふうな形で9億円上乘せをしております。そういうふうなところから、少しは期待はしていますけど。

(発言する者あり)

○山口副委員長

例えば、もともとの計画であった平成24年度までの今からの計画としては、要は下水道は下から来ますから、ここの辺まで23年度、ここの辺までが24年度ですというような資料は当然あると思うんですよね。今後、こういうことが予測されたときに、さっき言われた26から28かもしれない——かもしれないというところがひょっとしたら、点、点、点で、この辺が影響してくるかもしれないよと、その程度しか多分私は出せないんじゃないかなと思うんですけどね。

○竹下環境下水道部長

今おっしゃったような、要するに仮定して、これくらいの予算がついたらこれくらいになりますよというようなのが一番正確な情報だろうと思います。だから、そのシミュレーションを少しさせていただいて、改めて御説明させていただくことにしたいと思います。

○原口委員長

それは12月ですか。

○竹下環境下水道部長

12月に努力目標としてしたいと思います。できるだけ努力目標として。

○原口委員長

今の委員は任期が終わってしまう、我々の。どがんですか、12月で……。

○竹下環境下水道部長

特におっしゃられるように、その時期にあわせて家を改築したいとかいう方は切実な問題ですので、できればそういう御相談があったら直接我々のほうに問い合わせをしていただいて、今の見通しはこうですみたいなことは、できるだけ丁寧に説明させていただきたいと思います。なかなか見えないところがありますが、おっしゃるとおり、家を改築しよう、増築しようとか、建てようという人は、やっぱりそこが一番気になるとおっしゃるところで、そこをできるだけ懇切丁寧に説明をしたいと思います。

○原口委員長

それでよかですか。資料は、そしたら早めるというわけにはいかんとでしょう。それでは、もう個人的にということ。

ほかに。

○野中委員

委員長、済みません。ちょっと整理させていただきたいんですけど、そしたら、副委員長からもあったようなシミュレーション的な想定した資料的なものは12月議会にということとということ、あと個別な部分でのそういった問い合わせとか、声が地域から上がってきた場合は個別に対応するというところでよろしいんですかね。

○竹下環境下水道部長

今おっしゃられるとおり、12月にできるだけ出せるように。ただ、12月までに大きな情勢変化があるとちょっとまたわかりませんが、努力目標として頑張りたいと思います。

○原口委員長

それでよかですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これで環境下水道部の審査を終了いたします。

これで当委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。どうも御苦労様でした。

◎環境下水道部の職員退室

○原口委員長

それでは、当委員会の現地視察はいかがでしたでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、委員会はあした9月15日木曜日の午前10時から採決、まとめを行いますので、よろしくお願ひします。

以上で本日の建設環境委員会を終了いたします。どうも御苦勞様でした。